

第1章 包括外部監査の概要

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項並びに大田区外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

生活福祉課の事業（主として生活保護事業）の事務の執行等について

3. 特定の事件を選定した理由

低所得者福祉と高齢者、障害者、母子家庭の福祉とは、どのような関係にあるのだろうか。

国民年金制度は、強制加入の制度であるが、40年間加入した場合の満額の老齢基礎年金だけでは、健康で文化的な最低生活は営めない。

また、障害者は、障害基礎年金の他に資産がなければ、経済的に生活できない。

母子家庭の収入が児童扶養手当と前夫の養育費のみの場合は、生活ができない場合が多い。

そこで、社会保障の公的扶助制度の中心的手段となるのが生活保護制度である。

我が国の生活保護制度とは、資産や能力等すべてを活用してもなお、生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度である。

真に生活保護が必要な被保護世帯に適切に保護がなされなければならない。

大田区の生活保護世帯数は、平成18年度の8,904世帯から平成22年度11,607世帯（平成22年度平均、保護停止中を含む）に増加している。

保護人員も平成18年度の11,504人から平成22年度14,801人に増加している。

保護率も平成18年度の17.3パーセント（人口比千人比）から平成22年度21.9パーセントに増加している。

また、生活保護費の決算額は、平成18年度239億円、平成19年度240億円、平成20年度244億円、平成21年度274億円、平成22年度303億円となり平成21年以降の増加が著しい。

生活保護費は、保護費の4分の3が国庫負担となるものの、保護費が増加している現状は大田区の財政にとって大きな負担となっている。

平成22年度（期末日末現在）の被保護世帯数は、11,983世帯である。

世帯類型別状況は、高齢者5,669世帯（47.3%）、母子654世帯（5.5%）、障害912世帯（7.6%）、傷病3,476世帯（29.0%）、その他1,272世帯（10.6%）である。（福祉事務所事業一覧より）

また、労働力類型では、世帯主が働いている世帯が1,219世帯（10.2%）、世帯主以外のものが働いている世帯247世帯（2.1%）であり、無就労世帯が10,517世帯（87.7%）となっている。

今後の少子高齢化、労働供給量の減少等による我が国経済の潜在競争力の低下、東日本大震災により我が国経済の財政、経済に与える影響等により厳しさが増し、被保護世帯の増加も見込まれる。

そこで、適切な組織体制のもとで、保護が適正に実施されているかを検証する意義は大きく、また、現在生活保護を受けている区民はもちろん、受けていない区民にとっても、昨今の労働環境等の状況からも他人事ではない。

以上のような観点から、生活保護事業の執行事務等の各種法規等への合規性とともに、有効性、経済性、効率性をもって実施されているかという点を監査する必要性があると認めたものである。

4. 外部監査実施対象期間

平成22年度を対象とするが、必要に応じて平成23年度及び過年度に及ぶ場合もある。

5. 外部監査の方法

1) 監査の視点

（1）生活福祉課の実施体制は、適切か

- ① 過去の厚生労働省事務監査、東京都の指導検査への対応は適切か
- ② 職員の配置は、業務量に応じて見直しがされているか
- ③ 査察指導は適正に実施されているか
- ④ ケースワーカー1人あたり被保護世帯数は業務量に応じて見直されているか
- ⑤ 非常勤職員は、適切に見直されているか
- ⑥ 職員の生活福祉課における平均勤続年数は、業務を遂行する上で十分か

（2）面接の相談の記録は適正か

- (3) 保護申請にかかる調査は十分か
- (4) 保護申請に至らなかつた理由は適切か
- (5) 訪問活動基準が実態を反映し、訪問計画どおり訪問が実施され、生活保護システムに反映され、計画と実績に不一致が生じる場合には、査察指導員は適切に指導しているか
- (6) 資産調査は適正になされ、資産の評価は適切に見直されているか
- (7) 扶養調査は適切になされているか
- (8) 所得調査は適切になされているか
- (9) 課税調査は適正か
- (10) 長期にわたる遠隔地入院者に対する対応は適正か
- (11) ケース診断会議は、要綱に従い適切になされているか
- (12) 保護廃止に伴い廃止の妥当性について組織的な検討がなされているか
- (13) 保護費の返還（63条資力があるものからの費用返還）、徴収（78条不正受給者からの費用徴収、77条扶養義務者からの費用徴収）は適切か
- (14) 自立支援プログラムの実施状況は妥当か
- (15) 路上生活者への対応、外国人世帯への対応は適切か
- (16) 職員による金銭取り扱いは適切になされているか
- (17) 返還金、徴収金の債権管理、不納欠損の状況は適切か
- (18) 医療扶助費の状況は、業務フローにより適切になされているか
- (19) 指導指示書の項目は適切に実施されているか
- (20) 法外援護の状況は適切か等

2) 主な監査手続

- (1) 生活福祉課から事業概要について聴取
- (2) 関係者（課長、係長、ケースワーカー、相談員、嘱託医等）への書面または口頭による質問
- (3) 福祉事務所視察及びケース記録等の閲覧
- (4) 法令・条例・規則・要綱等への準拠性調査、関連証憑の閲覧
- (5) 書類の保管状況の確認、現金及び預かり金の実査
- (6) 生活保護費所払業務の視察
- (7) 過去の会計検査院実地検査、厚生労働省事務監査、都の指導検査の指摘及び対応の確認
- (8) 大田区の福祉部の平成22年度、23年度業務実施方針の確認、検討
- (9) 大田区一般会計決算書及びその他の資料の閲覧・分析等

6. 外部監査の実施期間

平成23年8月18日～平成24年1月23日

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

8. 外部監査人補助者

公認会計士 上田 孝二郎

公認会計士 飯塚 賢一

公認会計士 烏海 美穂

公認会計士 東海林 伸興

9. 金額等単位

記載金額等について、単位未満の端数調整をして表示している場合がある。

また、集計方法（期末日現在、期中平均）等の相違により一致しない場合がある。